

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中の方は、受給資格確認のため「現況届（特別児童扶養手当については「所得状況届」）の提出が必要です。この届出がない場合、**8月以降の手当（12月支給※特児は11月支給）が受けられなくなります**。必ず期限内に届出してください。また、提出せずに2年を経過すると、時効で手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。

「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

◎受付日程（詳細は文書で通知します）

	受付期間	場 所	受付時間
特別児童扶養手当	8月12日(火)～8月13日(水)	西原町町民交流センター会議室 (西原町役場新庁舎)	9:00～11:15
児 童 扶 養 手 当	8月14日(木)～8月20日(水)		13:30～16:30

※児童扶養手当・特別児童扶養手当の両方とも該当している方は、8月12日から20日の期間で同時に届出ができます。
※上記期間が困難な方は、事前にご連絡ください。

◎持参するもの

①「現況届」または「所得状況届」の通知文書 ②印鑑（シャチハタ印は不可） ③（特別）児童扶養手当証書
④その他書類（以下、参照）

- 受給者及び18歳以上の同居の方で、平成26年1月1日西原町に住居登録がなかった方（例えば、平成26年1月2日以降に西原町に転入してきた方など）→「平成26年度児童扶養手当所得証明書」
- 別居している子どもがいる場合 → **子どもの「住民票謄本（特別※）」**
※世帯主、続柄、本籍、筆頭者などのすべての事項が記載されている住民票謄本
- 民生委員諸確認書（必要な方のみ書類を送付。確認印をもらってください）
※詳しくは対象者に送付する現況届の通知をご覧ください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

メンタルヘルスサポーター養成講座 受講無料！

メンタルヘルスサポーターとは、自殺の実態やさまざまな問題を正しく理解し、あなたの大切な友人や家族、同僚、住民のようすの変化に気付き、早い段階でサポートする人のことです。

沖縄県では、毎年300人以上の人が自殺で亡くなっており、西原町を含む南部保健所管内でも毎年50人以上の自殺者が出ています。さらに、自殺未遂者はその10倍いるといわれています。沖縄県における自殺者の特徴としては、30代から50代の男性に多く、また、経済的な悩みの割合が多いといわれています。

そこで西原町では、尊い命を守る人材の育成を目的として、メンタルヘルスサポーター養成講座を開催します。こころの病気については精神保健福祉センター、経済的な問題については内閣府沖縄総合事務局、実際に相談を受ける方法については、臨床心理士を講師に招き、大きな学びを得ることができる講座となっています。自分自身のため、家族のため、身近な人を守るために、ご来場をお待ちしています。

「メンタルヘルスサポーター養成講座」

主催：福祉部介護支援課 場所：西原町保健センター（西原町役場新庁舎）

	日 時	内 容	講 師
第1回目	8月11日(月) 13:30～16:00	「自殺対策及びメンタルヘルスサポート手帳の活用について」	福祉部介護支援課 精神保健担当
		「うつ病の理解と対応について」	沖縄県総合精神保健福祉センター 仲本 晴男 氏
第2回目	8月18日(月) 13:30～16:00	「借金・経済問題を抱える人への支援について」	沖縄県総合事務局 財務部金融監督課
第3回目	8月25日(月) 13:30～16:00	「より望ましい援助関係をつくるために」	臨床心理士 仲村 将義 氏

お問い合わせ：福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013

災害時の避難に不安のある方は、災害時要援護者台帳への登録を！



災害時要援護者台帳とは

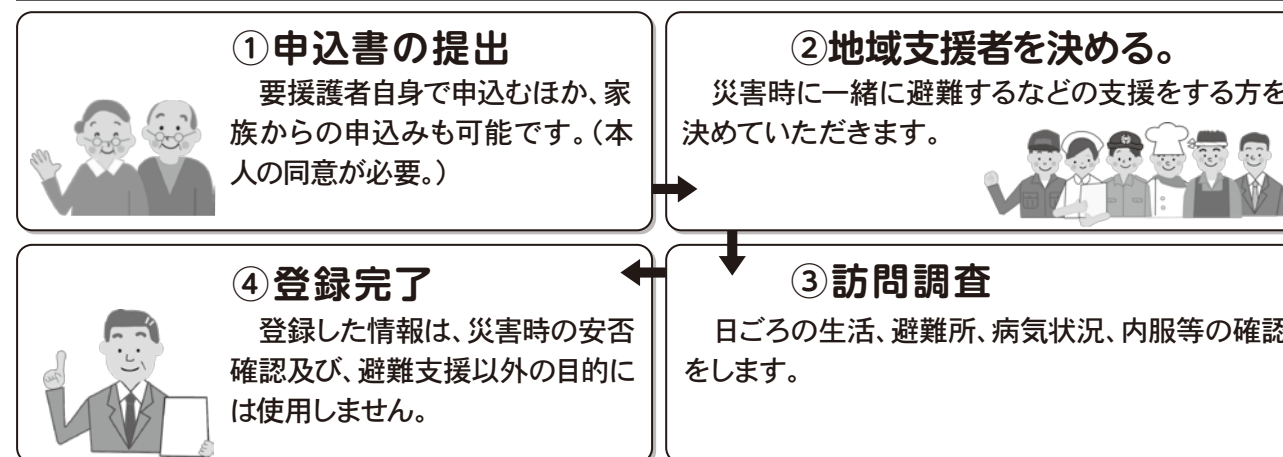
- 災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方（要援護者）が、避難を支援していただく方（地域支援者）と一緒に登録し、災害のときに活用します。

この台帳に基づき、“災害時に一人も見逃さない運動”を展開します。

対象者は・・・

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②療育手帳の交付を受けている方
- ③70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤認知症高齢者
- ⑥その他、援助を必要とする方

登録を希望する方は・・・



※申込み等で分からないことがありましたら、福祉部福祉課社会福祉係、地域の民生委員、自治会長にご相談ください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311 FAX944-6551

高齢者の実態把握調査にご協力ください

西原町地域包括支援センターでは、西原町の高齢者の状況を把握するために高齢者の「実態把握調査」を実施しています。高齢者のみなさんの家を訪ねて、相談したいことはないか、困っていることはないかなど、暮らしぶりの聞き取りを行います。センター職員が訪問する際は、調査へのご協力をお願いします。

※センター職員は西原町が発行した身分証明書を携帯しています。

※相談内容や個人情報などの秘密は守ります。

西原町地域包括支援センターとは？

西原町の公的相談機関であり、西原町に暮らす高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができるように支援を行います。

地域包括支援センターでは次のようなことをしています。

- 高齢者やその家族のさまざまな相談を受け、情報提供や必要なサービスにつなぎます。
- 地域の高齢者の状況を把握するため、実態把握調査を行います。
- 高齢者の虐待防止や権利擁護のための支援をします。
- 介護予防を重視し、できる限り介護が必要な状態にならないよう支援します。

西原町地域包括支援センター

〒903-0127西原町徳佐田159-1（西原敬愛園内4階）☎882-0117、FAX 882-0881

お問い合わせ 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013